

児童憲章

(昭和 26 年 5 月 5 日制定)

われわれは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会を失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取り扱いからまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護される。
- 11 すべての児童は、身体が不自由な場合または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

社会福祉法人 満穂会 松原保育園

園長 吉満 康弘

〒812-0053 福岡市東区箱崎6丁目11番10号

TEL (092) 641-8878

(092) 641-8997

080-2798-1973

FAX (092) 641-9677

この度は、ご入園、ご進級おめでとうございます。

これから、お子さまは、松原保育園で毎日を元気に楽しく過ごしていただく事になりますが、保護者の方におかれましてはご心配も多い事と思います。特に初めてお家を離れられるお子さまにとりましては、親子共にしばらくは胸が痛む場面も見られる事でしょう。当園は、家庭的な雰囲気の中に、子どもが大好きで、明るく、心温かい職員ばかりです。きっと笑顔で「ほいくえん、だいすき!」と言ってくれる事でしょう。職員一同精一杯保育させていただきます。保護者の方としっかり手をつなぎ、お子さまの健やかな成長を見守っていきたいと思います。

施設の沿革、概要

○開園 昭和46年4月1日

社会福祉法人 満穂会 松原保育園 認可

理事長 吉満 美津子

○定員変更 150名(認可 平成24年11月1日)

○敷地面積 947、21㎡

○構造 鉄筋コンクリート造、3階建

○休園日 日曜、祝日、12月29日から1月3日

○開園時間 午前7時～午後6時

○入園対象児

集団生活が可能な、0歳から就学前まで

3ヶ月を経過し健康診断の結果、健康であること

児童福祉法による入園児童であること

○事業概要

①延長保育…午後6時～午後7時

②子育て支援 ③さぼーと保育

○職員体制

園長、副園長、主任保育士、保育士(非常勤を含む) 調理員(非常勤を含む)

看護師、事務員 <国の基準以上の職員を配置しております>

保育の理念

子どもの利益を最優先に、社会に貢献する

保育の目的

児童福祉法に基づき、様々な事情により、自宅での保育に困難なお子様の最善の利益を考慮しながら家庭や地域社会と連携を図り、保護者に代わってお子様の保育をします。

子どもが常に、健康で安全に情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるよう努めていきます。心身も健全で調和のとれた発達、つまり、養護と教育とが一体となって豊かな人間性をもった子どもを育成することと、保護者が安心して就労、看護、治療等ができるように支援することを目的としています。

お子様をお預かりするうえで、本紙を熟読していただき、お子様の園での生活を支えていただきたいと願っています。

職員一同、精魂こめて、一人ひとりを大切に、さらに、健やかな育成に努める所存です。

保育の目標

◎健やかで明るく円満な社会人となる基礎を養う

- 丈夫な体をつくる
- 基本的な生活習慣を身につける
- 友達と仲よく遊ぶ
- 自分で感じたことや考えたことを言葉を使って話すことができる
- 豊かな感性を養う
- 道徳心を養い善悪の区別ができる

子ども達一人ひとりの無限の可能性を大切にしながら、心をこめて日常保育を進めています。

健康保育

心身の健康的な発達を図ると共に、皮膚の鍛錬のため年間を通じて外あそび、朝の体操、乾布まさつを行います。ただし、年齢やその日の子どもの状態、天候等を考慮して肌着や衣服や靴を着用します。

さぼーと保育

心身に障がいをもつ子どもが、障がいをもたない子どもと一緒に集団の保育を受け、それによって健全な成長発達を促す保育の形態を『統合保育』と言います。障がい児、健常児のお子さんが交流して保育を受けることによって、共に育ち合いながら障がいの軽減を図り全人格的な発達を促すと共に、健常児に於いては障がいのお子さんへの理解を深め、思いやりのある豊かな人間性への育成へと努めていきます。

障がい児保育の対象児及びその基準は市で決められています。

< 体育教室 > 3・4・5歳児対象 毎週1回

体を楽しく動かす事を一番の目的とし、神経組織が一番発達する幼児期に色々な運動あそびを通して、より運動機能を高める事も目的に体育教室を行っています。運動器具を使ってのあそびをはじめ、集団での運動あそび等ルールを守る事で安全、規律も身につけています。

< 英語教室 > 3・4・5歳児対象

国際社会において、人生をより楽しめるよう、英語教室を行っています。講師は、カナダ人の方で、遊びや音楽を通して、子ども達はとても楽しく英語に親しんでいます。

< 文字あそび教室 > 5歳児

子どもが、箸や鉛筆を持つことに興味をもち始めたときに、正しい持ち方を教えておくことが大切です。

当保育園では次の方法で、文字あそびに取り組んでいます。

1. 箸を正しく持つ。箸で豆をつまむ。
2. 鉛筆を正しく持つ。絵かき歌で線書きに慣れる。
3. 数あそびをしたり、ひらがなの言葉や1文(カード)を読む。
4. かわいい動物の線書きと色ぬりをし、筆圧をつける。
5. ぎざぎざ線、なみ線、丸い線、定規の線、うず巻き線を書く。
6. 小黒板で、基本的なひらがなや数字の練習をする。
7. 正しい書き順で、自分の名前や友達の名前を練習する。

この他、紙芝居や絵本を読んだり、お話をしたりして、豊かな心情や感動する心、思いやりの心が育つように、子どもさんと一緒に楽しくしています。

令和4年度

保育園の1年（予定）

	防災訓練	誕生会	身体測定	他
4月	18日	21日	8日	5日・6日 内科検診
5月	16日	19日	10日	10日 尿検査（ゆり、ひまわり組） 12日 春の遠足（ゆり、ひまわり組）
6月	20日	16日	10日	2日 歯科健診
7月	19日	14日	8日	7日 交通安全教室 21日 テーブルマナー（ひまわり組）
8月	22日	18日	10日	25日 ミニ音楽会
9月	12日	15日	9日	
10月	17日	20日	11日	<u>1日 運動会</u> 4日・5日 内科検診 14日 芋掘り遠足 <u>22日 秋の親子遠足</u>
11月	14日	17日	10日	秋の読書月間
12月	19日	22日（クリスマス会）	12日	<u>10日 生活発表会</u>
1月	16日	19日	10日	4日 新年の会 <u>21日・28日 保育参加</u>
2月	20日	16日	10日	2日 節分の会 21日 お別れ遠足
3月	20日	2日（ひな祭り会）	2日（年長） 10日	<u>11日 卒園式</u> 30日 進級の会

※都合により日付や内容等が変更になる場合もあります

1. 防災訓練…火災や地震、水害、不審者等を想定して、訓練を行い、災害の怖さや避難方法を知ります
2. 身体測定…体重、身長を計測し、連絡帳に記載してお知らせします

○ _____は保護者参加になっています。詳細は、園たより、クラスたより、パンフレット等でお知らせしますので是非ご参加ください

クラス編成

0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
も も 組	たんぽぽ組	ば ら 組	すみれ組	ゆ り 組	ひまわり組

一日の保育の流れ

0 歳	1 歳	時 間	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
登 園 室内あそび		7 : 00	登 園 室内あそび			
		8 : 00				
おやつ 朝の会		8 : 30	体 操			
		9 : 00				
設定あそび		9 : 30	(おやつ) <small>2才</small> 朝の会 設定保育			
		10 : 00				
		10 : 30				
		11 : 00				
給 食		11 : 30	給 食			
		12 : 00				
おひるね おやつ 帰りの会 自由あそび 降 園		13 : 00	おひるね 自由あそび 設定あそび おやつ 帰りの会 自由あそび 降 園			
		14 : 00				
		15 : 00				
		16 : 00				
		17 : 00				
		18 : 00				
延長保育		19 : 00	延長保育			

※登園時には、視診を行います。

※ご家庭と連携をとり、その日の体調や状況に応じて、個別に対応していきます。

0、1歳児は、月齢の成長によって個人差もありますので一人ひとりの生活（ミルク、離乳食、昼寝、排泄、あそび）を十分に考慮して保育をしています。

保育時間

○ 午前7時～午後6時（午後7時）（）は延長保育

※ 消防署から常時人数の把握の指導要請がありましたので、午前9時までに登園し、休みの方は9時30分までにご連絡をお願いします。連絡がない方の給食は、間に合わないことがあります。

※ アレルギー対応・離乳食のお子さまのついで

お子さまに応じた調理をしています。必ず遅くなる時、欠席される時はご連絡ください。

※ お家の方がお休みのときは、ご家庭でお子様とごゆっくりお過ごし下さい。子ども達は、親のそばにいただけで日なたのような柔らかい温もりが伝わってきて、理屈ぬきに安心できます。親に甘えられるうれしさと安堵感、そして愛されているという気持ちが、「やる気」「やさしさ」「我慢」することを会得していきます。

送迎について（現在、コロナ対策の為、変更があります）

午前7時～午前8時30分 たんぽぽ組にて受け入れます

午前8時30分～ 各部屋にお子さまと行き、必ずクラスにいる職員に直接手渡されて、挨拶をしてください

午前9時40分～午後4時 施錠（インターホンでクラスと名前をお知らせください）

午後4時～ 解錠

午後5時45分頃～ たんぽぽ組にお子さまを迎えにいきます

午後6時～7時 施錠

○ 保護者が責任をもって行ってください

（勝手にお子様だけを置いていかないでください）

○ コドモンアプリにて、登園・降園時は打刻し、連絡帳（機嫌・排便・朝の検温等）を記入し送信します。

○ ご家庭できれいなオムツにして登園します。

○ 門扉の開閉は必ず保護者によって行い、鍵を閉めてください。子どもさんが扉を開け、道路に出ると大変危険です。（開閉中、他の子どもさんが出ないようにご注意ください）

○ 送迎時間は、車の出入りも多く、混み合います。子どもさんと手をつないで歩きましょう。

○ お迎えの方の変更があったときは、事前に電話で、お迎えに来られる方のお名前等をお伝え下さい。（運転免許書等で確認することもあります）ご連絡がない場合は、子どもさんがその人に喜んで寄って行ってもお渡ししません。

園からのお知らせ

- 毎月、園だより、献立表、クラスだよりをアプリにて配信しています。
- お知らせは、基本アプリにて配信しますが、玄関に掲示する場合がありますので、全員必ずご覧ください。
- 個人のおたよりボックスがあります。ご案内やお知らせを入れますので、登降園時にご確認ください。個人利用は、できません。
- 決算報告書や、相談解決等の閲覧ができますのでお申し出ください。

駐車場のご利用について

- 使用時間 午前7時 ～ 午後7時（土曜日は、午後6時）
- 利用 送迎のみ

誕生会などの行事で使用されますと、送迎に支障をきたしています。

- ・ 譲り合ってください。
- ・ 駐車場内での盗難、事故、トラブル等につきましては、個人の責任とさせていただきます。
- ・ 閉園中は、施錠します。
- ・ 台数が限られていますので、ご利用時間は最短に。
- ・ 行政からの指導があります。路上駐停車は止めてください。
- ・ 規則を守られない方は、駐車をお断りします。
- ・ お子さまの安全には、十分注意をしてください。
- ・ 長時間駐車される方は、事務所に相談ください。

緊急連絡の方法

- 子どもさんの急な病気やケガのときに連絡します。
 - ・緊急連絡票や児童票は正確にご記入下さい。
 - ・住所、電話番号、仕事、保護者（親権者の変更）等が変わったときはただちにお知らせ下さい。連絡がなかなかとれず、非常に困っています。
- 退園・転園
 - ・退園、転園のときは早めにお知らせ下さい。退園、転園届のご記入をいただき、福岡市東福祉事務所に書類を提出します。

食 事

< 給 食 >

完全給食です（行事によっては、弁当をお願いすることがあります）

1. 食事はとても大切です。生活習慣病の予備軍である高脂血症児が増えているといわれている今、当園では開園以来、きちんと栄養計算された市の指導を基本に献立を作成し、提供しています。
 - 添加物を使わず、昆布やかつお、椎茸でだしを取り、薄味で素材の旨味を生かしています。
 - 毎日、健康食を提供しています。
 - 冬は温かく、夏は冷たく、献立により、適温給食を行っています。
 - 安定とぬくもりのある陶器の食器を使っています。
 - 毎日の献立見本を展示していますので、ご覧下さい。
- ※ 楽しく食べることで、好き嫌いも徐々になくなっていきます。

2. 園での完全除去食はたいへん困難です。

- 除去食は、親子ともに心理的にも大きな負担となることが多く、何もかも制限してしまうほどの除去食の場合は発達障害や栄養失調などの危険性もあり、慎重にすすめなければなりません。保護者独自の判断で食物除去をしないようにし、定期的にアレルギー抗体検査や診断を受け、医師がアレルギーと診断し、医師の診断書（または指示書）を提出します。また、園と保護者との協議を行い、指示に従っていただきます。

病気・怪我について

- ① 保育中に園庭、園舎内で不慮の怪我をすることがありますが前もってご了承下さい。
 - ② 子ども同士のトラブルに関しては、相手の名前は基本的にはお知らせいたしません。
(ただし、例外でお知らせする場合があります。)
 - ③ 降園は保護者の方に手渡したときから、責任は保護者にあることをご了承下さい。
- ※ 保育を円滑に行うためにも、園の方針また園長の指示に従っていただきますよう重ねてお願いいたします。

○昨夜熱があったとか、ご家庭で怪我をしたなど健康上に変わったことがあれば登園時に必ずお知らせ下さい。

- ・保育中に体調が悪くなったときには早めにお知らせいたします。全身の症状を見て、熱が高くなくてもご連絡する場合がありますのでご了承下さい。連絡先は明確にしておいて下さい。

<友だちと遊んでも大丈夫？>

- ・病気や怪我の後に登園されるときは医師に「保育園に通っている」ことを話し、登園してよいかどうかを確かめて下さい。
- ・持病のある子どもさんは必ず担任にお知らせ下さい。(アレルギー、けいれん、心臓病、喘息、その他)

<病気の種類によっては、多くの子どもたちにうつります>

- ・感染症と診断されたときにはお休みください。治って登園する場合は、かかりつけの医師に完治(但し、他の子どもさんにうつらない、うつさないを原則とさせていただきます)をおたずね下さい。 治癒証明は不用です。
- ・感染症が出た場合は、ポスターを掲示し症状や発病期間についてお知らせいたします。ご心配なことがありましたらご相談下さい。

<仕事を休めないで困った>

自宅での療養が望ましいのですが、できない場合などには乳幼児健康ディサービス事業があります。これは仕事などの都合により、病気回復期のお子さまの養育が家庭で困難な場合にお預かりするサービスです。(深澤医院等)

保育園での与薬についてのおねがい

○保護者に代わって薬をお子さんへ与えることは、事故など色々な問題を含んでいますので、原則として薬をお預かりできないことになっています。各病院側へも医師会から、可能な限りの対処法（朝、夕2回の与薬等）をしていただくことが伝えてありますので、保育園に通園中であること、園では原則として薬を与えられないことを必ず伝え、昼間の薬についてご相談下さい。

○やむを得ない理由の場合、お預かりすることもあります。園で与える薬は安全確保のため診察した医師が処方したものに限り、医師からの「投薬情報書」と「与薬依頼票」を添えて提出してください。（記入もれ、印もれの場合与えられないことがあります。）園で預かる場合、一度は保護者が与えた薬に限り、薬は1回ずつに分け、当日分のみをご用意下さい。容器や袋には、必ず、お子さんの名前を記入して下さい。園での服薬が2週間を超えた場合は、園から主治医に保護者を通じて必要性を確認させていただきます。

○囑託医

- ・陣内整形外科内科医院 陣内 祐一
- ・東区 箱崎 6丁目 12-50
- ・TEL 092-651-0747

○他のかかりつけの病院

- ・陣内皮膚科、ひろえ歯科、大島眼科、荒川眼科

※かかりつけの病院を希望される場合は、年度初めに申し出下さい。

その病院が遠方の場合、保護者の方に連れて行っていただきます。

今年度の保育料について

1. 保育料は福岡市役所から保育園に納付通知書が送ってきますので、お渡しします。毎月の月末までにお支払い下さい。（銀行・郵便局振り込みが便利です。）
2. その他の納入金について

項 目	対 象	金 額
布 団 リ ー ス 代	利 用 者	1, 200円
主 食 費	3 歳 児 以 上	1, 500円
副 食 費	3 歳 児 以 上	4, 500円
紙 才 ム ツ 代	利 用 者	1 枚 <u>35円</u> で使用数
衛 生 費	0歳児・1歳児 2歳児・3歳児 4歳児・5歳児	} 400円

※納入金は、毎月末に納入袋（オレンジ袋）をお渡ししますので、翌月10日迄にくまさんポストにお入れください。ご兄弟でまとめて入れることは、ご遠慮ください。（必ずおつりがいらぬようにお願いします）

○他に必要経費については、クラスによって徴収する場合があります。

（延長保育事業利用申込書・延長保育変更届・与薬依頼書・投薬情報書・その他

○退園が決まり、布団利用料金、延長料金、おむつ使用料金などが発生した時は、退園日に清算させていただきます。

○卒園児は、3月に発生しました料金につきましては、その都度、日割りでお支払いください。

○2週間以上の長期欠席の場合（病気、出産、帰国等）は、事前に必要経費をお支払いいただくこともあります。

入園・進級のために準備するもの

※各クラスで用意するものには、小さな物まで名前(ひらがな)をはっきり書いて下さい。

・書き方(位置)については別紙参照のこと

組	毎日持ってくるもの	その他
もも組 0歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・耳つき帽子 ・着替え(肌着、上着、ズボン)各2~3枚 いずれも着替えさせやすい衣類 	布団(リース)
たんぽぽ組 1歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・耳つき帽子 ・着替え(肌着、上着、ズボン)各2~3枚 <li style="text-align: center;">(パンツ … 3枚) 	布団(リース) スモック
ばら組 2歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・カラー帽子 ・手提げバッグ ・着替え(肌着、上着、ズボン)各2枚 <li style="text-align: right;">・パンツ3枚 	布団(リース) スモック
すみれ組 3歳児 ゆり組 4歳児 ひまわり組 5歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・出席ノート ・歯ブラシ ・着替え <li style="margin-left: 20px;">・カラー帽子 <li style="margin-left: 20px;">・コップ、コップ袋(布製) <li style="margin-left: 20px;">・手提げバッグ 	布団(リース) 3歳児と希望者 スモック

※ 紙パンツについて

ご家庭で準備をしていただいていたのですが、荷物が増えることや使用済みおむつの衛生面(持ちかえり)等の話がありましたので、準備から後始末まで保育園で行います。

個人利用枚数(処理代も含みます)の金額を翌月初めに請求いたします。

1枚 35円 です

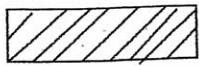
消費税増税のおりには、金額の変動があることをご承知ください

もも・たんぽぽ・ばら

- 連絡帳（アプリ）…日々の健康状態（食事、睡眠、排泄、家庭での様子等）は、保育の参考になりますのでご面倒ですが、記入して下さい。

すみれ・ゆり・ひまわり

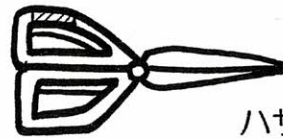
- 子どもさんは、所持品の管理がまだ十分にできません。登降園の際、所持品の始末を毎日確認して下さい。
- 使用している教材が不足した場合、その都度事務所にて対応します。専用袋に品物、数、金額を明記します。そして代金を入れ（お釣りがいらぬように）、くまポストに投函してください。
- カラー帽子は全クラス運動会前には見直して下さい。
- 何回も使用（洗濯等）して名前が消えかかったら、早めに、はっきり書き直して下さい。
- 通園カバンには、キーホルダー等は安全の観点からも怪我の原因になりますのでつけません。（お守り1つのみ可）
- お金、玩具、危険なもの、お菓子等は、絶対に持たせないで下さい。



に文字ではっきりと名前を書いてください



ハサミケース

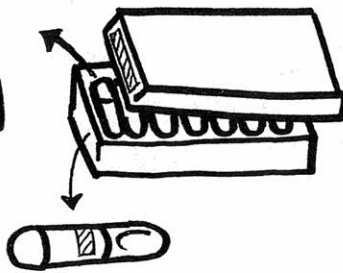


ハサミ

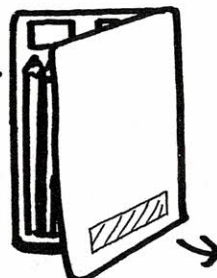


絵の具

※クレヨン・絵の具・色鉛筆は1本1本に名前を書く。



消しゴム



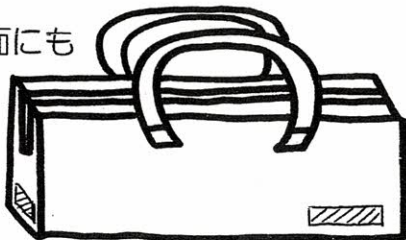
色鉛筆



クレヨン
クレパス



側面にも



紙に名前を書き、
テープで留めると
見やすいです。

鍵盤ハーモニカのホース



吹き口
(裏側に貼ります)



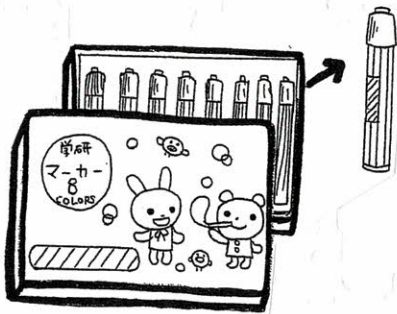
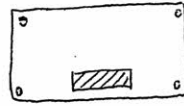
鍵盤ハーモニカ

底に名前を
記入します。

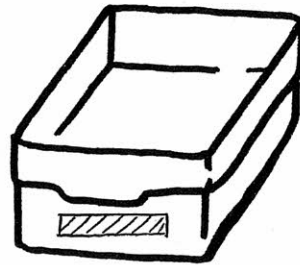
通園カバン



※底面に名前



水性ペン（すみれ以上のクラス希望者対象）
・水性ペンは1本ずつ名前を書く。



整理箱（もも・たんぽぽ・ばら対象）

<服装について>

- すみれ・ゆり・ひまわり組は、体操服での登園を推奨します。(着替えは、どちらでも可)
- 衣服はできるだけ一人で着脱し、脱いだ衣服は自分でたたむ等の始末をする習慣をつけていきます。着脱が一人で容易にできる服装で登園しましょう。
- 薄着で健康に過ごすということで、寒暖で調節しやすい衣服、動きやすいものにしましょう。
(肌シャツは半袖か袖なしが良いです)
- フード服は安全の面から着用しません。
- スカートは衛生面から園では着用しません。
- くつ下はすべりますので室内では履きません。
- 靴は足に合った運動靴を履き、ブーツ、サンダル等は履きません。
- 髪は出来るだけ短くしましょう。
 - ・長い髪のお子様は、髪をきちんと結びます。
- 髪止めは布製かゴムを使って下さい。飾りのついたものはケガの原因となることがありますので使いません。
- クラス帽子をかぶって登降園します。
- 戸外あそびの時は、必ず帽子を着用します。
帽子着用について。
 - ・昨今 PM2.5 の環境問題等もありますので、中止することもあります。保護者の方が戸外遊びを希望されていると判断しまして、保育を行います。
 - ・帽子を忘れられたお子さまは、保護者の方が戸外あそびを希望されないと判断しまして保育を行います。

<その他 注意事項>

- 1 布団のリースの方は、布団交換や洗濯等は一切業者で行います
- 2 全ての持ち物には、はっきりと記入して下さい。紛失することがあります。
 - ・友達の方が混じっていないかご家庭でもご確認をお願いします。
- 3 清潔に心がけましょう。
- 4 保護者間でのお金の貸し借りは、トラブルの原因のにもなりますので、ご遠慮願います
- 5 保護者間の物の受け渡しや伝言等については、保育園は行いません。
- 6 宗教の勧誘や物品の販売などは、ご遠慮願います。
- 7 子どもたちの安全を守るために、電話の非通知は、対応いたしません。

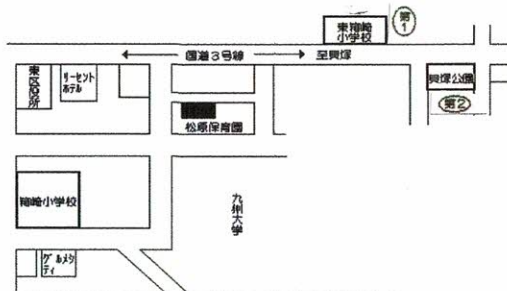
防災と安全管理

1. 子どもさんを災害から守るために、毎月1回、防災訓練の計画を立てて、くり返し実施訓練しています。【当園は幼年消防クラブ会員です】

○災害時の避難場所はこちらです！（東箱崎小学校、貝塚公園）災害が起き、連絡がとれない場合は非難場所に迎えに来て下さい。

（状況により避難場所が変わります。その時は保育園の玄関に場所の掲示をしています）

○台風接近のニュースなどが入りましたら、テレビ、ラジオに注意し、学校が休みのときは、保育園も休みの場合があります。



2. 万が一に備えて

○園児保険

事故のないように気をつけておりますが、万が一の際を考慮し、園として保険に加入しております。また、日本スポーツ共済掛金に、全園児加入していただきます。

○救急処置

事故に適切に対応できるように全職員が消防署より救急法の講習を受けています。

○書類

病院並びに薬局には、保険証と乳児医証を直ちに保護者の方で提示して下さい

一部自己負担額（保護者負担）がかかります。平成28年10月1日から

3歳以上→3歳の誕生日の翌月1日（1日生まれの人は誕生日から小学校就学前まで。

600円/月まで。1医療機関あたり）

○給付申請を希望される方

医療等の状況書を病院で記入していただき、事務所に提出下さい。給付は治療費の1割が交通費として支払いされます。通院に交通費が発生した場合は相殺させていただきます。（治療費の金額により給付がない場合もあります。）

○玄関の出入口

時間帯で施錠を行い、監視、防犯カメラを設置しております。事務所からモニターで見ることができます。

○安全に関しては、国際警備保障に委託しております。

※園外に出かけるときは必ず携帯電話を持っていますので、いつでも園と連絡がとれます。

※毎月1～2回、全職員、O-157、サルモネラ、赤痢菌の「腸内細菌検査」を受けています。

延長保育について

○月極を希望される方は、「延長保育申請書」の提出が必要です。(毎年度更新)

※延長保育がお子様にとって無理との判断の場合、また、必要ないと認められるとき(未就労等)は、お受けできないこともあります。延長保育は保護者支援ではありますが、子どもにとって推奨するものではありません。

	利用時間	負担金	食事	支払方法
単 発	18時～19時	0才児 1,000円 1歳児 800円 2歳児～5歳児 700円	おやつ有	月末締めで、使用時間と日数を計算して、翌月の初旬に請求をします。
月 極	18時～19時	0才児 7,000円 1歳児 4,000円 2歳児～5歳児 3,500円	おやつ有	利用の有無にかかわらず、当月の1日頃に納入袋をお渡ししますので、10日までに納めてください(当月渡しの当月払いです)

○平日19時、土曜日18時を超えますと、10分ごとに1,000円加算します。

○公平を期すため電波時計を使用します。(不正される方がありましたので、00分00秒から加算します)

○閉園時間を頻繁に超えられる方には、延長保育をお断りする場合があります。

○急な用事で延長保育を利用される場合は早めに必ず連絡下さい。

○災害、その他の理由により、延長を休む場合があります。

○おやつについて

家庭での食事を損なわない程度です。

お子さまが疲れや、空腹感から不安定になる事で、おやつを準備させて頂いておりますが、ご家庭で、そしてご家族で食事をする事はお子さまにとってとても大切です。ご都合がつかれる時は、家族団らんの食事を楽しんで下さい。
※延長での除去食対応はできません。

○お支払いについて

- ・おつりがいないようにして、くまさんポストに入れてください。
- ・退園予定者について(卒園児も含む)

単発者は、退園日に精算させていただきます。

月極者の返金はありません。

○変更届けについて

- ・希望変更月前の25日までに提出してください。

※保育短時間利用者について

- ・延長保育は、朝・夕の合計で最長1日1時間以内となります。

土曜日の保育

土曜日は混合保育をします。土曜日保育希望の方は前日の午前10時まで、土曜日保育出席調べに記入と、職員にお声掛けくださいにお知らせ下さい。（金曜日が休みの時は、木曜日午前10時までとなります）

（給食の材料発注や職員配置等の理由により、時間をお守りください）

○登園時間は、午前9時まで 遅れる場合はご連絡をして下さい。

○降園時間は、午後6時まで。 （午後の延長保育はありません）

○登・降園時は、観察チェック表を必ず保護者の方で記入していただきますようお願いいたします。

お部屋は 0、1、2才児は もも組 3、4、5才児は たんぽぽ組

○帽子も忘れずに持ってきましょう。（登園時にかぶってきましょう）

○3、4、5才児は土曜日水筒を持たせて下さい。

○慣らし保育期間中は、お子様の心身の負担が大きくなり、思わぬ体調不良などまねくこともありますので、ご協力をお願いします。

土曜日保育は給食の数、職員数を把握するために調べています。

この時期の子どもは親の愛情を強く欲しています。お子さまにとって今が何より心の安定が育つ時期でもあります。

平日は、保育園で長い時間過ごしているので、お仕事がお休みでしたら、お家でいっばいに関わりをもっていただきたいと思います。小さければ小さいほど、親子の関りが必要です。

また、保育士不足は深刻な問題です。園児の人数に応じて保育士の人数も定められていますが、職員も労働者で、法律により原則週休2日にしないとイケません。土曜日に出勤した場合、代わりに平日に休みを入れることとなります。平日の人員確保のために、ご協力をお願いします。

※ 平日に保育の充実を考えています。

※保育のしおりの内容については、状況により年度の途中でも変更する場合があります。

個人情報保護に関する基本方針について

平成17年4月1日から個人情報保護に関する法律が全面施行されました。そこで、当園も法律に基づき、子ども（在園児・卒園児・未就学児）とその保護者及び職員等、当園に関わる全ての方の個人情報保護についての方針を以下のように規定いたしました。個人情報とは、単独もしくはそれらを複合することで個人を特定し得る情報をさしています。

1. 当園は職員に対する個人情報の必要性及びその方法に関する教育啓蒙活動を実施するほか、収集方法の見直しを行い、個人情報の適正な管理に努めます。
2. 当園は文書及びデータとして収納された各種個人情報について、合理的な保管方法により、個人情報の紛失、改ざん、漏えいなどの危険防止に努めます。
3. 当園は提供・収集された個人情報を乳幼児・職員の在籍管理、サービス・教育上必要と認められること及び監督官庁へ各種届出、法律に定めるところの必要書類作成、各種募集他情報主体の利益享受および権利の行使に必要と認められる場合など正当な目的に限り使用いたします。

《利用目的》

・ 園児募集に関する業務	・ 入園選考に関する業務
・ 保護者との連絡に関する業務	・ 園児の保育に関する業務
・ 学籍管理に関する業務	・ 園児の健康状態の把握
・ 卒園児の確認に関する業務	

4. 当園は園児の怪我・急を要する病気等で病院に行くとき、病院・医院に必要事項を開示します。
5. 当園行事等で撮影した写真・ビデオを保護者に掲載・販売することがあります。ご了承ください。保護者の皆様はその際保育園から得た情報を第三者に提供しないようお願いいたします。
6. 当園は提供・収集された個人情報を業務上の必要性及び正当性が認められる場合を除き、第三者に提供することはありません。
7. 当園は個人情報の提供を依頼する時は、その収集目的、提供拒否の可否を明確にし、適正に使用します
8. 当園は当園発行の各種資料、ホームページ等への個人的情報の使用に際しては、掲載されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意志を尊重し、使用制限の申し出があった時は合理的な方法、範囲で行います。
9. 当園は、個人情報の保護に関する法令その他の規範を遵守するとともに、基本方針の内容を継続的に見直し、その改善に努めます。

保護者の方へ

保育所（園）・幼稚園でのくすりの取扱に際しての取り決め

1. 原則として、保育所（園）・幼稚園ではくすりの取り扱いはいたしません。保育所（園）・幼稚園（以下、園と略します）で、保育士・教諭が保護者に代わってくすりをお子さんへ与えることは、事故などいろんな問題を含んでいますので、原則としてくすりの取り扱いはいたしません。主治医の先生へは医師会から同様の連絡が行われていますので、診察を受ける際は、「お子さんが園に通っていること」、「園では原則としてくすりを与えられないこと」を必ず伝え、昼間のくすりについてご相談ください。
2. 止むを得ない理由の時には、保護者と園との信頼関係において、園の担当者が保護者に代わってくすりを与えることを考慮します。くすりを与える場合は、できるだけ事故がおこらないよう、以下の要領を必ず守っていただきます。
 - (1) 園でくすりを与える場合は、安全性の確保のため「与薬依頼票」に必要事項を記載していただき、くすりとおわせて園の担当者に手渡していただきます。記載漏れや記載不備がある場合はくすりを与えられないことがあります。
 - (2) 園で与えるくすりは、診察した医師が処方したものに限ります。薬剤情報提供書（くすりについての注意などを記載した文書）がある場合は一緒にご提出ください。保護者が個人的な判断で持参したくすりは与えられません。
 - (3) お子さんが今までに使用したことのない新しいくすりは、園での使用時に発疹や嘔吐などの思わぬ副反応が生じる恐れがありますので与えられません。園で預かる場合は、少なくとも一度は保護者が与えたくすりに限ります。
 - (4) 以下のような場合は、園ではくすりを与えられないことがあります。
 - a. お子さんが服薬を嫌がったり、吐いたりして飲ませられない時。
 - b. 水薬の色が変わったり、濁ったり、性状が変わったと判断される時。
 - c. その他、保育士・教諭の判断により不都合と判断された時。
 - (5) 発熱時の解熱剤や抗けいれん剤（けいれん止め）、喘息発作時の気管支拡張剤（発作止め）など、園の担当者の判断を必要とするくすりは原則として与えられません。ただし、お子さんにとって極めて有用と考えられる場合には、前もって医師と保護者と園の間で相談し、3者の連携の上で使用することを考慮します。

* 1：くすりの使用に際しては必ず保護者に連絡し指示を受けた後に行います。

* 2：それぞれのくすりの有効期限等を考慮し、適宜新しいくすりに交換してください。

(6) くすりを与える際の取り決め

- a. 「食前」、「食後」、あるいは「3時頃」など、くすりを与える時間を指定することはできません。園において最もくすりを与えやすい時間（正午から午後3時まで）での服薬になります。
- b. 特殊な時間での服薬や長時間の服薬を希望する時には、医師と保護者と園との3者間で協議し、くすりを預かるか否かを決めます。
- c. 使用するくすりは1回づつに分けて、当日使用分のみをご用意ください。
- d. くすりの袋や容器には、必ずお子さんの名前を記載してください。
- e. 慢性疾患以外の疾患で、園での服薬が2週間を超えた場合は、園から主治医へ保護者を通じて、その後の園での服薬の必要性を確認することがあります。

(7) 医師の文書について

- a. 園でのくすりを与える場合には、医師が必要事項を記載し署名した「投薬情報書」が必要です。
- b. 「投薬情報書」に対して、文書料を請求されることがあります。
- c. 医師が診察の上、お子さんが園での集団生活を控え、家庭あるいは病児保育施設等での療養が望ましいと判断した場合、あるいはその他の理由で、医師は「投薬情報書」を発行しないことがあります。
- d. 処方内容に変更がなければ、「投薬情報書」は原則として7日間は有効です。
- e. 処方内容の変更があれば、新規の「投薬情報書」が必要になります。

福岡市医師会乳幼児保健委員会
保育所（園）・幼稚園保健検討会